

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 様

2010 年 1 月 12 日

「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ

平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会

代表 井芹 栄次

熊本市大江 5 丁目 15-9



政令指定都市移行に伴う行政区画編成・区役所の位置に関する協議が、熊本市行政区画等審議会（以下「審議会」）において進められています。昨年 12 月 22 日の第 4 回審議会には、事務局（熊本市）より 5 区案と 6 区案のたたき台が示され、今年 1 月 5 日第 5 回審議会を経て、5 区案 6 区案の両案併記のかたちで市民説明会が行われるはこびとなりました。

いうまでもなく、行政区画の在り方や区役所の位置については、政令市移行後の市民の利便性と行政効率、さらには地域の特性を活かしたまちづくりの在り方に大きく影響を与えることから、市内各地域また諸団体より慎重な審議を求める要望はじめ多岐にわたる意見・要望が寄せられているところです。また、審議会の議論においても、5 区案 6 区案についての様々な意見とともに、二者択一に制限されない立場での発言も少なくなく、まさに市民的な議論はこれから本格的に行われる段階かと思えます。

行政区画の在り方・区役所の位置に関する議論が、自治基本条例の理念でもある市民参画の立場で進められるよう、また第 5 回審議会までの議論を通じて明らかになった点が説明会に正確に反映されるよう以下の点を要望するものです。

1. 市民説明会は、校区単位で行い、より多くの市民参加が保障されるよう昼と夜の時間帯で行うなど、最大限の配慮を払うこと。

1 月 26 日から 2 月 4 日にかけて、熊本市内、城南・植木両町内の 19 か所で市民説明会が行われます。しかしながら、熊本市の将来に関わる重大な課題であるにもかかわらず、わずか 19 か所の開催にとどまり、時間帯についても高齢者が参加しにくい夜の時間帯のみとなっています。これでは、市民意見を最大限集約することは困難であります。せめて校区単位でのきめ細や

かな説明会を行うと同時に、市民の知る機会・発言の機会を保障するためにも、昼と夜の時間帯で行うなど最大限の配慮を払うべきです。

2. 行政区画等審議会の議論を踏まえ、5 区案・6 区案の二者択一でなく、「財政効率」「出張所機能の向上」等の点から、3 区案・4 区案も参考案として示し、市民の意見を聞くこと。

2 つのたたき台についての意見集約を行った第 5 回行政区画等審議会においては、様々な角度から意見が出されました。両案についての賛否を明らかにした委員ばかりではなく、さらなる議論を進めるべきであるとの意見も含め 9 名の委員が二者択一の立場をとらなかったことは大変重要であります。

審議の特徴として、5 区案の優位性を財政の面、さらには出張所機能の点から述べられていた委員の方も少なくありませんでした。そもそも 5 区案・6 区案の根拠の一つが、一区あたり 10 万人から 15 万人とした人口要件でありました。しかしながら、果たしてその人口規模が最適であるのかも、審議会委員である崎元達郎熊本大学顧問の発言でも示された通り「未証明の仮説」に過ぎません。こうしたことから、より財政負担が少なく出張所機能の充実が期待される 3 区案・4 区案についても財政面、出張所機能の面から検証を行い、参考案として市民に示し、意見を聞くことが重要ではないでしょうか。

先行の政令市でも直近において、ほぼ人口も同程度の岡山市が 4 区、相模原市が 3 区となっていることからわかるように、3 区も、4 区も現実的で有望な区割り案であることは明白です。切り捨てることはできないと考えます。むしろ最初から、5 区案と 6 区案だけを示すのは、5 区案に誘導するための提案・説明と受け止められても否定できないのではありませんか。

少なくとも、説明会において、『4 区案、3 区案はどうして示されないのですか。6 区より 5 区が財政負担が少ないのであれば、4 区案の方がより少なくなるのではありませんか。それも示されない限り、5 区の方がいいと判断できません』と問われたらどうされるのでしょうか。

また審議会での、「市民の選挙権という視点から、少数の意見がよりいかされる 3 区案・4 区案も含めて考えてもいいのでは」との意見も大変重要な指摘でありました。

第 5 回審議会では、5 区案・6 区案が併記をして説明会が行われることになりましたが、審議を通じてだされた意見を正確に反映するのならば、2 案のみならず、3 区案・4 区案も一つの選択肢として、市民の意見を聞くべきであります。

3. 今後の審議についても、拙速に結論を出さずに、市民説明を丁寧に行いながら、市民意見の集約に努め、慎重に審議を進めること。

第1回審議会において今後のスケジュール案が提案された際、十分な審議を保障するためにも答申の期限を2月中旬と定めず、慎重に進めるべきとの意見が出されています。また、審議を始めるにあたっての桑原会長のあいさつにおいて、「審議会ですっかり審議をし、そして市民の皆さんの意見をよく聞きながら審議を進めたところはその後の政令指定都市への移行もスムーズに行っている。そうでなかったところは必ずしもスムーズにいなかったのではないかと、私はそういう印象を持っています。」と述べた後「この審議会におきましても皆さん方としっかり議論をいたしまして市民の皆さん方の意見もお聞きして審議を進めたい」との発言は大変重要です。

2012年4月の政令市移行に合わせ、区役所新設のための予算化のスケジュールもあるかと思いますが、それにより慎重な審議が保障されないということでは、本末転倒であります。今後の審議においても、拙速に結論を出さずに、市民説明を丁寧に行いながら、市民意見の集約に努め、慎重に審議を進めることを切に望むものです。

平成22年1月20日

熊本市長 幸山政史 様

西原校区自治協議会

会長 緒方正幸



政令指定都市の区割り変更について(要望)

熊本市の政令指定都市昇格を目指して日々精励しておられることに敬意を表します。

さて、私たちの居住する西原校区は、これまで熊本市の東部地域に区分され今回の区割り案においてもこの取り扱いのままとっておりますが、当校区は北バイパスと東バイパスの結節点にあって年々都市化が進む地域であり、地理、交通、生活等のいずれの観点からも熊本市中心部との結びつきが強く、住民はかねてより熊本市中心部への区分変更を望んできたところです。

しかしながら、今回の区割り検討においては、いずれの案も依然として当校区を東部地域に区分し、西原校区だけが中心部から切り取られたようないびつな形で上述の現状を全く無視した区割りとなっており、校区住民が到底納得出来るものではありません。

ついては、住民の総意として西原校区各町内自治会長の署名を添えて、当校区を中心部に加えることを強く要望いたします。

西原校区自治会長

- | | | |
|--------|---------------------------|--|
| 第一町内会長 | 熊本市保田窪本町 7-6 毛利秀雄 | |
| 第二町内会長 | 熊本市渡鹿 8-10-6 木村直博 | |
| 第三町内会長 | 熊本市新南部 2-4-7 浦川勝實 | |
| 第四町内会長 | 熊本市西原 1-7-13 本田 堅 | |
| 第五町内会長 | 熊本市西原 3丁目 2-4-204 柿山建 | |
| 第六町内会長 | 熊本市保田窪 5丁目 6-22 加治屋 修 | |
| 第七町内会長 | 熊本市新南部 5丁目 6-45-1001 緒方正幸 | |

熊本市西原校区各種団体長名簿

社会福祉協議会会長	熊本市西原2丁目29-12 田口慶治
まちづくり委員会会長	熊本市渡鹿8丁目15-38 井芹博美
交通安全協議会会長	熊本市新開町6丁目2-52 村上盛昭
青少年育成協議会会長	熊本市八反田1-15-31 寺田健次郎
消防団第六分団団長	熊本市新開町5丁目2-48 梅田洋一
老人クラブ連合会会長	熊本市保田窪本町24-7 田中資忠
女性の会会長	熊本市西原3丁目2-5-212 富田信子
社会体育協会会長	熊本市西原2丁目29-25 松川美鈴
防犯協議会会長	熊本市保田窪5丁目9-110 泉武志
民生児童委員協議会会長	熊本市保田窪本町3-86 千田新一
西原中学校 PTA 会長	熊本市西原2丁目10-5 矢野道弘
西原小学校 PTA 会長	熊本市保田窪4丁目7-10 船場秀幸

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市区画等審議会会長 桑原 隆広 様

2010年2月1日

平和と民主主義・くらしを守る

熊本市民連絡会

代表 井芹 栄次



区割りに関する要望書

1月26日から始まった区割り説明会は、市民の高い関心が示され、どの会場でも活発な論議がなされています。「区割りと区役所決定」の仕事は、住民の理解なしでは進められない大事業です。これまでに開かれた各会場で出された要望について早急に改善されることを要望いたします。

1. 説明会には、熊本市長・行政区画等審議会委員が出席すること

事務局（市職員）が聞き取り「伝えます」といっても、どこまで、どういう形で伝えられるのか、直接審議員自身が市民の声をつかまなければ正しい判断はできないのではないかと。会場に同席して、市民の思い・願い・意見を真摯に受け止めてほしい。

2. 提案資料は、市民が求めるものを提示すること

1. 5区・6区案だけでなく、3区・4区案も示すこと
2. 整備費だけでなく、運営経費など見通しを示すこと

3. 説明会で発言時間を確保すること

この会の位置づけは「説明会」ではなく、もともとは「住民意見の聴取」を目的としている。

事務局の説明に60分かかり、残り30分しかない中で、発言したくても発言できない不満が寄せられている。

4. 最低小学校校区単位で開催し、修正案も示し、再度きめ細かに説明の場を広げること

説明会は今回だけでなく、修正案を示し、再度説明会を開くこと。高齢者・女性など参加できるように、校区単位で、昼間の時間帯もひらいてください。

2010年2月9日

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 様

日本共産党熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党熊本市議団

益田 牧子

上野 美恵子

那須 円



熊本市の政令市移行にともなう「区割り」に関する申し入れ

昨年11月からはじまった「熊本市行政区画等審議会」は、この間5回の会議が開かれ、5区案・6区案という具体的な区割り案も示されました。しかし、昨年末に慌しく提案された「5区」案と「6区」案に対しては、地域や各種団体、議会等から、拙速に方向を出さず、住民の納得が得られるような徹底審議を求める要望書も出され、審議会としても意見が大きく分かれました。1月26日から2月4日までの9日間、熊本市内と植木町・城南町において、18ヵ所・19回開かれた地域での「政令市移行の区割り案説明会」には、述べ1802名の参加があり、活発な意見が交わされました。それと平行して、約3,000人を対象にしたアンケートやパブリックコメントも実施されています。住民説明会では、審議会から提案されている5区案・6区案に対する異論が相次ぎ、引き続き丁寧な説明を行なうことや徹底した論議、住民合意に向けての意見聴取が求められました。

住民の意見は大きく分かれています。政令市移行にともなう「区割り」は、一旦決まれば、遠い将来にまでかかわる重要な問題であり、また引き返すことはできません。将来に禍根を残さず、住民の不満・不安に応え、理解・納得に基づく「区割り」をすすめていくため、以下の点について要望いたします。

1、 住民の理解・納得が得られるような「区割り」にするため、引き続き住民への丁寧な説明を行い、意見を正しく聴取・集約し、慎重かつ徹底した論議を行うこと

この間開催された説明会でも明らかになったように、多くの住民が5区案・6区案に不満と不安を持っています。これら不安に応えられる慎重な論議が求められます。18ヵ所、夜間のみの開催という説明会では、夜外出できない人や、遠くへは行けない人への説明責任は果たされていません。また、「なぜ、5区・6区案しか提案しないのか」「事務局の説明は、

5 区案に誘導しているようだ」など、厳しい意見が相次ぎ、「区の名称を決めるのに1年もかける予定でありながら、区割りに4ヶ月しかかけないのは逆ではないか」などの意見もありました。住民の意見を尊重し、納得のいく「区割り」をすすめていくため、校区単位や昼間開催も含め、引き続き丁寧な説明を行なうこと、拙速に結論を出さずに慎重かつ徹底した論議を行うこと、そして、住民の意見を正しく集約していくべきと考えます。

2、 「区割り」にあたっては、①これまでより住民サービス・市民生活を向上させること、②主権者である有権者の意思が正しく反映できるようにすること、③財政負担を最小限に抑えること、この3点を「基本原則」として押さえること

3、 具体的には、以下の点を押さえて、住民の不満・不安に応え、理解・納得の得られるような「区割り」をすすめていくこと

① 区の人口は、住民の生活圏を重視し、「10万～20万人程度」を目安に検討すること

行政区画等審議会では、区の人口は「10万人～15万人程度をひとつの目安とする」とされています。しかし、全国的には、区は大小さまざまに存在しており、一番人口の多い区は、横浜市の311,722人、少ないところは堺市の39,249人、すべての政令市の平均的な人口は約15万人、約半数の区が人口10万人～20万人の範囲にあります。区割りは、地域の成り立ちや地域における住民の暮らし、交通も含めた社会環境などの客観的条件を十分に考慮した上で決定すべきであり、単に人口のみで、区割りの条件を規定すべきではありません。「人口10万人～15万人」という目安は、確たる根拠があるものでなく、そこに住む住民の生活圏が重視されるべきです。他都市の現状も踏まえ、住民の生活圏が尊重されるような「区割り」が行なえるよう、区に人口の目安は「10万人～20万人程度」とすること。

② 「区役所の位置」は、「地域の拠点」となる場所として考える

5 区案・6 区案いずれでも、植木町役場、城南町役場、富合総合支所、西部市民センターなど、それぞれの区における地域の拠点と言うには、人口の分布や地理的条件、交通の利便性からも、理解の得られないような区役所案が現存施設として提案されています。行政区を設置したとき、区役所は名実ともに「地域の拠

点」とならなければなりません。

昨年3月に策定された「第2次熊本市都市マスタープラン」の基本理念でも、「これまで形成された都市基盤や経済活動等を支える都市機能の集積を活かし」と謳われ、今後の熊本市は、中心市街地を中心拠点に地域生活圏の中に地域拠点をつくっていく『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』という方向性が示されています。要するに、政令市に移行する中で設置される「区」は生活圏で、住民の暮らしの中心となる地域の拠点が「区役所」です。真に住民の生活に根ざした生活圏たる「区割り」と、地域の拠点であると認識できる「区役所の位置」を考えていくべきです。

③ 中心商店街をはじめ、熊本市が元気になる区割りを

本市の中心商店街では、今後、景気経済の低迷による消費動向への影響に加え、熊本城内にある合同庁舎が駅前に移転することによる影響も心配されています。どこの市町村でも、市役所・役場は、その存在そのものが大きな経済波及効果を持ち、賑わいの拠点となっています。政令市移行にともない、行政区が設置されれば、現行の市役所人員が各地域の区役所に分配され、中心街の人の流れにも少なからぬ影響が出てきます。区役所を数多くつくればつくるほど、地域の拠点である区役所へと人の流れが移ります。区役所は設置されても、中心商店街への影響が最小限に留まるような市役所機能の維持も必要です。中心商店街が元気で、市全体が活気あふれる“まちづくり”となるような「区割り」が求められます。

④ 住民サービス向上の観点から、5区案・6区案にとらわれず、住民の視点で3区案・4区案も検討する

この間の住民説明会の中で多数の意見が出されていたように、交通の不便なところに区役所をつくって、区を多数に分けても市民の利便性が向上しないことはもちろん、地域の発展も見込めません。ましてや区役所設置によって、現存の市民センター・総合支所の機能が低下するのであれば、市民サービスが低下していくことは明らかではないでしょうか。区役所でしかできないこと、特に居住地の区役所でしかできないサービスもあり、区役所設置によって住民に不便が生じないためにも、区を小さく分けずに大きな区割を検討し、その分現存の市民センター・総合支所の機能拡充を図るという「区割り」の考え方も示し、十分な市民的論議を行うべきではないでしょうか。そういう意味で、5区案・6区案にとらわれず、3区案・4区案も具体的に示し検討すべきです。その上で、真に生活の拠点となる区役所の位置を決定すべきです。

⑤ 旧熊本市内ならびに植木町・城南町、双方の住民に公平な区割り審議をすすめること

そもそも区役所の位置は、行政区画等審議会に答申されているものであり、その前に「区役所位置の決定」に権限をもたない合併協議会で、「植木町役場を区役所とする」という誤った協議事項を決定したことが、住民に不安と不満をもたらしています。合併強行の産物として民主的な「区割り」協議を歪めている「植木町役場を区役所とする」という合併協議事項にとらわれず、従来の合併で行なってきたように、植木町・城南町の役場は総合支所とし、旧熊本市内ならびに植木町・城南町双方の住民に公平な区割り審議をすすめるべきです。

⑥ 「区割り」「区役所の位置」の決定にあたっては、公共交通機関の利便を考慮すること

熊本市は、公共交通が放射線状に伸びているために、隣接している地域でも、バス路線がなく容易に行くことができない地域がたくさんあります。今回、行政区画等審議会より提案された5区・6区案は、交通の利便性を無視して、地域を分けているために、場所によっては、区役所に行くために市役所まで出てきて乗り換えるというような不合理な事態が予想されます。「車で行けばいいではないか」「そんなに、区役所に行く用はない」という声もありますが、特に市役所に代わる行政機関として「区役所」を利用するのは、高齢者や障害者・母子家庭、生活困窮者等をはじめ、福祉その他の相談等がある場合が多いと考えられます。弱い立場にあり、車をもたない割合の高い方々が不便となる区役所であってはなりません。区割りと区役所の位置は、公共交通機関の利便に配慮し、決定すべきです。

⑦ 市政に有権者の意思が充分反映されるような行政区設置を図ること

政令市に行政区が設置されると、県議・市議ともに区単位の選挙が実施されます。その場合、区を小さく分ければ分けるほど、議員は区域内の有権者を意識し、地域密着型となり、地域の問題は熱心に取り組む一方、市全体にかかわる市政の重要問題が後景に追いやられる傾向が強くなり、市政の重要問題に住民の意思が反映されにくくなります。よって、一人ひとりの議員が、地域の問題は大切にしつつも、市全体にかかわる問題にもきちんと取り組んでいくような規模の区割りとすべきです。

以上

熊 本 市
行政区画の編成に関する提案書

公明党熊本市議団

平成 22 年 2 月 10 日

熊 本 市 長
幸 山 政 史 殿

公明党熊本市議団
団 長 鈴 木



行政区画の編成に関する提案について

熊本市では、熊本市行政区画等の編成に関し、熊本市行政区画等審議会(以下、審議会と称する)を設置し、審議と答申を求めています。

これまで 5 回の審議会が開催され、その後、市民説明会や市民意見の募集等がなされてきましたが、審議会や市民説明会などで、区の数进行少なくする案など他の選択肢はないのかといった声も多く聞かれました。

さて熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」では、めざすまちの姿として「湧々都市(わくわくとし)くまもと」、～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～を、打ち出し、さらに政令市の移行を前に、「熊本市政令指定都市ビジョン」を検討しています。

この「第6次総合計画」の基本計画では、都市整備の方針として、中心市街地と、複数の地域生活圏(地域拠点と生活拠点)とが連携した都市構造をめざすとしています。

また「熊本市政令指定都市ビジョン」では、各区がお互いに切磋琢磨しながら、自らの地域の個性や特徴を生かしたまちづくりの推進に挑戦しようとしています。

行政区画の編成は、こうした計画やビジョンを実現するための条件の一つとなることは明らかであり、熊本市の将来に禍根を残さないためにも、幅広い選択肢の中から、他の政令市にはない、くまもとらしい行政区画の編成が求められています。

こうした要請に応え、審議会での審議の幅と、議論の深化を図るために、ここに、公明党熊本市議団として、熊本市行政区画に関する具体的な提案を致します。

熊本市におかれては、行政区画の編成に関する今後の審議会の審議及び行政の検討の中で、たたき台の一つとされるよう強く要請いたします。

目 次

《行政区画等の編成について、独自案を提案した理由》	1
《できるだけ区の数はい少ない方がよいとする理由》	1～3
① 区の数がい少ないほど行政効率と専門性が向上し、 行政サービスの提供が経済的になります。	
② 市民と直接つながっている市議会には、いろいろな考えを 持った人が挑戦できような制度が必要です。	
③ 区の数はい少ない方が、まちづくりは進みます。	
④ 平成の大合併で、熊本市より早く政令市になったところでは、 区の数をもくしたため問題も多く、最近では3区、4区となっています。	
【参考】浜松市の事例	
《3区案の概要》	4～5
《4区案の概要》	6～7
《3区案・4区案と「行政区画編成の基準」との比較》	8～10
別紙 資料集	11
1、他都市との比較表	
2、人口規模比較表	
3、面積規模比較表	
4、人口密度比較表	
5、まちづくり交流室管轄区域一覧	
6、3区案(行政区画の編成)図	
7、4区案(行政区画の編成)図	

《行政区画等の編成について、独自案を提案した理由》

- ① 熊本市では行政区画等の編成について、外部委員による熊本市行政区画等審議会（以下、審議会と称す）を設置し、区割り案等の検討と答申を求めました。
- ② これと並行して熊本市議会公明党は、政令市指定都市実現に関する特別委員会（以下、特別委員会と称す）で、「**できるだけ区の数はいくつか、3区が望ましい**」と主張し、区割りのたたき台に3区案を含めた複数案を示すよう求めてきました。
- ③ しかしながら住民説明会では、具体的なたたき台としては5区案、6区案が提示されただけとなっています。
- ④ こうして行われた住民説明会では、「5区案、6区案以外に案はないのか。」といった多くの声が寄せられました。
- ⑤ 特に、3区案や4区案が提示されない背景に、行政区画編成の基準の人口規模で「区の人口は、10万から15万人程度が一つの目安と考えられる。」としたことによると考えられますが、**他の基準の表現と違い、「一つの目安と考えられる」としているように、あくまでも参考基準であるとの認識に立つ必要があります。**（詳細は、後述の《3区案・4区案と「行政区画編成の基準」との比較》で説明。）
- ⑥ こうしたことから、今後も幅広い選択肢の中で議論を進める必要があるため、**たたき台として、具体的に3区案を提示することとしました。**また既提示の2案では、ともに中央の区が設定されていることから、**3区案をベースに中央の区を考慮した場合の4区案も提示することとしました。**
- ⑦ なお区役所の位置については、それぞれの区の候補地のみを示しました。今後、これまでの合併の経緯やアクセス等、市民の意見を聞きながら、審議会や行政で十分な議論をされるよう求めます。

《できるだけ区の数はいくつかの方がよいとする理由》

- ① **区の数はいくつかほど行政効率と専門性が向上し、行政サービスの提供が経済的になります。**
 - 現熊本市（合併前の熊本市）では、多くの市民センター・総合支所が整備され、多くの市民サービスが提供されてきましたが、新たな区役所設置によって、現在提供されている市民サービスの低下が予測される地域（各総合支所や、区役所と隣接する市民センター等）がでることが予想されます。
 - また市役所機能が分散される区役所は、区での決裁権が発生する一方で、区の数が増えるほど行政効率の低下と、分散による職員の専門性の低下が懸念されます。

- 区役所が設置されると、その建設費及び維持管理費が増大するのは勿論のこと、今後の地方主権による事業拡大で経費が増大することが予想されることから、区の数が少ないほど経済的です。

② 市民と直接つながっている市議会には、いろいろな考えを持った人が挑戦できるような制度が必要です。

- 市政は、県政や国政と違い、市民と直接つながる政治を行うところです。このため、市議会には老若男女を問わず、さらには地域の代表だけでなく、全市を拠点として市民生活を支えている NPO (ボランティア) など、あらゆる階層から挑戦できるようにしなければ、いろいろな意見が市政に届かず、かたよった市政になってしまいます。
- これを、市議会での多様性の確保といい、誰でも挑戦できるようにしてこそ、私達市民の権利である、議会制民主主義を守ることになります。
- また、一つの区での議員定数が少なくなればなるほど、投票された票が活かされない結果になります。(これを「死に票」が多くなるといいます。)

③ 区の数少ない方が、まちづくりは進みます。

- 地域のまちづくりは、町内会・校区自治会・交流室管轄区域へのさらなる全市的な支援と強化が必要です。
- その上で、これからのまちづくりには、地域を核としたまちづくりと、共通認識を持って活動を行う NPO などによるまちづくりが必要です。
- 区数を少なくすることによって、地域代表だけではない市議会が構成され、多様なまちづくりの議論が進められることが期待できます。

④ 平成の大合併で、熊本市より早く政令市になったところでは、区数を多くしたため問題も多く、最近では、3区と4区になっています。

- 2003年の「さいたま市」(大きな浦和市と大宮市を中心に4市が合併)では、10区に分割。
- 2005年の「静岡市」(静岡市と清水市を中心に2町が合併)では、3区に分割。
- 2006年の「堺市」(旧堺市に1町が合併)では、区政への準備を数十年前から準備を行っており、総合事務所を設置済み。これに新たに合併した町を一つの区にして、旧市を6区に分割。
- 2007年の「浜松市」(浜松市を中心に3市9町が合併)では、合併の経緯を考慮して7区に分割。
- 2007年の「新潟市」(新潟市を中心に3市11町が合併)では、合併の経緯を考慮して7区に分割。
- 2009年の「岡山市」(岡山市を中心に1市4町が合併)では、4区に分割。市域面積は熊本市の約2倍。
- 2010年予定の「相模原市」(相模原市を中心に1市4町が合併)では、3区に分割。市域面積は熊本市とほぼ同じ。

【参考】浜松市の事例

2007 年に旧浜松市を中心に 3 市9町が合併し、7区に分割し政令市に。(人口 786,306 人、市域面積 1,511.17k m²、熊本市の約4倍)

2009年7月、浜松市行財政改革推進審議会(会長:鈴木 修)は、鈴木康友浜松市長に対し、**究極の行財政改革**として、「**行政区の廃止または削減**」を求めました。内容の骨子は次の通りです。

(1)行政区の廃止

浜松市に行政区を設ける必然性はないと考える

市民に行政区を置かない場合の執行体制を示し、設置もしくは廃止の判断を求めること
行政区必置制度の廃止を求め、国に地方自治法の改正を要望すること

(2)行政区の削減

行政区は都市の将来像を描くまとまりとして、3区程度に削減すること

行政区の削減にあわせ、簡素な市の組織に再構築すること

(抜粋)

私たちの試算では7区を3区に統合すれば、現在の市民サービスを確保しつつも300人に相当する窓口業務や間接業務が集約できます。人件費に換算すれば1年で24億円、10年で240億円です。維持管理費の減少等への波及を含めれば、さらなる効果が見込まれます。

また区の数減らすことにより、分散していた保健、環境などの職員が集約されて専門性が高まります。その他、窓口業務が主体の市民サービスセンターに相談業務を充実させ配置を適正化するなどにより、これまでよりも市民サービスの向上を図ることができます。

《3区案の概要》 区割りの線引きは別紙の通り

【区割りの基本的な考え方】

- ① 区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し、行政サービスの提供が経済的になります。
- ② 区数を少なくすることで、市民に身近な市議会に、地域の代表は勿論のこと、まちづくりの核の一つ、全市で共通認識を持って活動する団体など、あらゆる人が挑戦できること。
- ③ 市民の安心・安全にかかわる警察、土木、消防といった公共機関が3所轄に分かれており、これらにあわせた方が効率的であること。
- ④ 以上を踏まえ、基本的に国政の選挙区(1区と2区)と、生活圏があまり密接でない白川の明午橋から上流区域を境界線としました。

● 人口規模

行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した行政区画の各種調査研究での「最適人口」は10万～30万人と幅広く、最も効率的な規模が確定していないことや、先行の7都市での区の人口規模が 39,249 人から 295,325 人と幅が広いことから、これらを目安として区割りをした結果、人口の集積する東部は 286,830 人に、その他の区は 219,148 人と 222,000 人となりました。

● 面積規模

- ① 東部地域に人口が集中していることから、この地域については比較的小さく、他の地域についてはほぼ均等としました。

● 地形・地物

- ① 白川の明午橋から上流区域は、生活圏がさほど密接でないことや、警察・消防等で管轄の分岐線としているところが多いことから、区の境界線としました。

● 地域コミュニティ・通学区域

- ① 地域の核となる小学校区は分断しないこととしました。
- ② まちづくり交流室管轄区域については、極力分断しないように配慮しましたが、選挙区の区分を優先したことから、五福、幸田、大江交流室で再編成が必要になります。
- ③ 国政の選挙区では、花園交流室(花園、池田、城西校区)が分断されていますが、このうち井芹中学校区に花園校区と池田・西里校区の一部が通っていることから、花園小学校区を池田・西里小学校区と同じ区としました。

● 公共機関の所管区域・選挙区

- ① 私達の生活の安全を見守る警察は北署、南署、東署の3署体制です。
- ② 道路など生活基盤の管理をしている熊本市土木は、東部、北部、西部の3所で行っています。
- ③ 市消防は、中央、健軍、西消防署の3署体制です。これに加え14出張所等があり、細かな体制が取られています。特に救急車や消防車の高規格車両は3署で集中して管理されており、この体制に合わせた方が合理的です。
- ④ 以上のように公共機関の所管のうち、住民の安心・安全にかかわる警察や土木、消防といった行政機関は、現熊本市(合併前の熊本市)では3地域に分かれており、警察・消防・土木については極力整合性を図りました。
- ⑤ 選挙区(国会議員)については、上記花園小学校区を除き、整合性を図りました。

《4区案の概要》 区割りの線引きは別紙の通り

【区割りの基本的な考え方】

- ① 3区案をベースに、中央に区を設置した場合を考えました。
- ② 中央の区を設置する場合、「熊本市第6次総合計画」(熊本市がめざす市の姿)の考え方をもとに検討しました。
- ③ 中央の区については、市域や都市圏全体の拠点として、商業、業務、文化など、様々な機能が集積する**中心市街地**に特化した区とし、**人口を10万人程度**としました。
- ④ 周辺の区については、行政・商業など生活サービス機能が充実した**地域拠点**や生活拠点で構成される「**地域生活圏**」を複数配置することとしました。
- ⑤ これにより、中央の区の設置による弊害(中央の区のみ全機能が集積し周辺が疲弊する弊害)を避けました。

【参考】 熊本市第6次総合計画(基本計画24ページ)

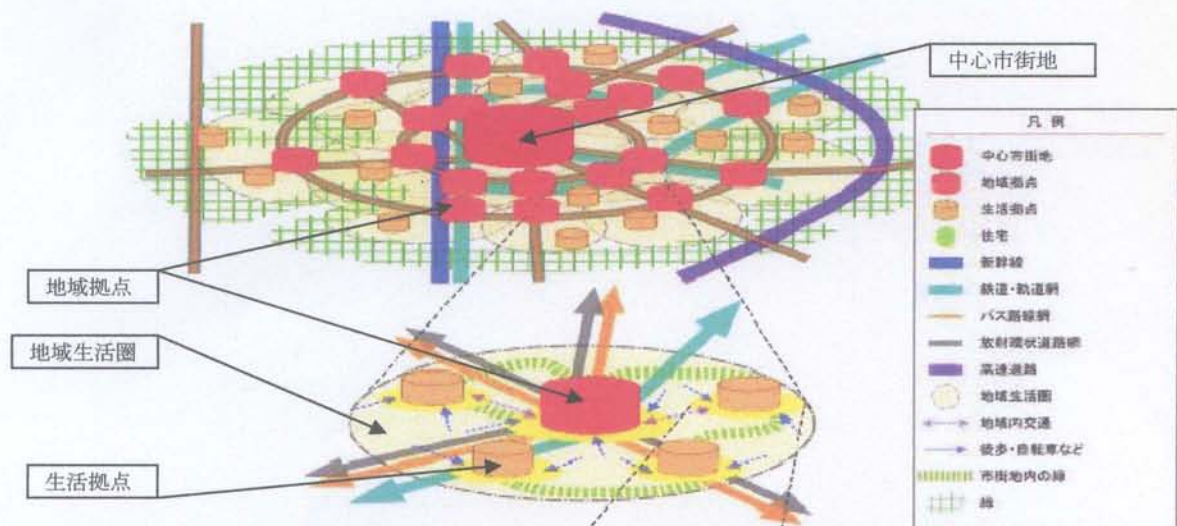
1. 都市づくりの基本的視点

- (1) 広域的な視点 (省略)
- (2) 地域の視点 (省略)

2. 都市空間の構成方針

広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、潤いある自然の中で、市域及び都市圏全体の拠点である商業・業務・文化など様々な機能が集積する**中心市街地**と行政・商業など生活サービス機能が充実した**地域拠点**や生活拠点で構成する複数の**地域生活圏**の形成を図ります。

そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市空間の構成を目指します。



● 人口規模

行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した行政区画の各種調査研究での「最適人口」は10万～30万人と幅広く、最も効率的な規模が確定していないことや、先行の7都市での区の人口規模が 39,249 人から 295,325 人と幅が広いことから、これらを目安として、**中央の区は中心市街地を中心に10万人程度とし、周辺には複数の「地域生活圏」を取り込んで区割りをした結果、103,732 人から 218,616 人となりました。**

● 面積規模

- ① **中央の区は中心市街地を中心とし、東部地域に人口が集中していることから、この地域については比較的小さく、他の地域についてはほぼ均等としました。**

● 地形・地物

- ① 白川の明午橋から上流区域は、生活圏がさほど密接でないことや、警察・消防等で管轄の分岐線としているところが多いことから、区の境界線としました。
- ② **中央の区の西側の境界を、国道3号線としました。**

● 地域コミュニティ・通学区域

- ① 地域の核となる小学校区は分断しないこととしました。
- ② まちづくり交流室管轄区域については、極力分断しないように配慮しましたが、選挙区の区分を優先したことから、五福、幸田、大江交流室で再編成が必要になります。
- ③ 国政の選挙区では、花園交流室(花園、池田、城西校区)が分断されていますが、このうち井芹中学校区に花園校区と池田・西里校区の一部が通っていることから、花園校区を池田・西里校区と同じ区としました。
- ④ **中央の区の東側の境界は、東部交流室の管轄を分断しないようにしました。**
- ⑤ **5区・6区案で中央の区とした碩台小学校区は、飛び地の清水小学校区と竜南中学校区であることから、同じ区としました。**
- ⑥ **5区・6区案で中央の区とした壺川小学校区は、池田・高平台小学校区とともに京陵中学校区であることから、同じ区としました。**

● 公共機関の所管区域・選挙区

- ① 3区案同様、公共機関の所管のうち、住民の安心・安全にかかわる警察や土木、消防といった行政機関は、現熊本市(合併前の熊本市)では3地域に分かれており、警察・消防・土木については極力整合性を図りました。
- ② 選挙区(国会議員)も、**中央の区**と花園小学校区を除き、整合性を図りました。

《3区案・4区案と「行政区画編成の基準」との比較》

行政区画編成の基準(要約版)

1、人口規模

区の人口は、10万から15万人程度が一つの目安と考えられる。

2、面積規模及び地形・地物

面積規模は、区役所までの時間距離への配慮が望ましいが、地形や人口密集度等のさまざまな状況があることから、他の基準との関係で必要がある場合に考慮する。

また、区の境界については、山林、河川、鉄道、主要道路などの明瞭な地形・地物なども考慮する必要がある。ただし、必ずしも分断要素とはならない地域があることも配慮する。

3、地域コミュニティ及び通学区域

自治会・区長会の組織については、分断しないように配慮する。また、熊本市17ヶ所の地区公民館にまちづくり交流室を設置しており、その所管区域の大幅な再編成を必要としない区の編成とする。

小学校の通学区域については、分断しないものとする。中学校の通学区域についてもなるべく配慮する。また、市民の日常生活圏域にも配慮する必要がある。

4、公共機関の所管区域及び選挙区(国)

区の区域は、国・県等の公共機関(法務局、税務署、警察、郵便局等)の所管区域とできる限り整合性を確保することが望ましいが、全てと整合性を図ることは困難であり考慮することと定める。

また、国会議員の選挙区については、一定の考慮が必要である。

① 人口規模基準との比較

- 「区の人口は、10万から15万人程度が一つの目安と考えられる」としていますが、審議会委員の一人(学識経験者)が、人口規模について「根拠なき前提」といった主旨の発言をされたように、**確定した人口規模基準は存在しません。**
- 平成の大合併が検討された折、**多くの学識者から最適な人口規模について研究論文が発表されています。**それら多くの論文では、10万～30万人程度の規模の範囲内で効率的と結論付けており、熊本市が主張する10万～15万人とするような大勢にはなっていません。
- 「これら研究論文の多くは、人口を横軸、歳出を縦軸にとり、両者の間にU字曲線となる関係性を見出し、U字の底となる人口規模を『最適規模』と結論付けてる。(中略)しかし、『全国一律に適用できる基礎自治体の適正規模などない。』とする意見

もある。」

(出典:効率的な自治体運営を目指して～ 基礎自治体の適正規模と合併シミュレーション～飯野英明、嶋立陽一、永見真二著)

表2-1 主な先行研究事例

出典	「最適」人口規模	データ
古谷 (1989)	目的別歳出に関する推定 のみで歳出総額なし。	東京都内の市を除く人口 10万人超100万人未満の 176市(1985年度決算)
吉村 (1999a)	全686市・特別区:約21.6万人、 地方圏436市:18.1万人 大都市圏250市・特別区:18.2万人	1994年度東京都 特別区を含む全 国686市
吉村 (1999b)	全市・特別区:20.9万人、*27.1万人 全町村:157.3万人、*245.1万人 *面積を説明変数に含む場合。	1996年度東京都 特別区を含む全 国691市及び全町村。
林 (1999)	11.8万人	全国3,232市町村
中井 (1988)	12.8万人	1984年度 全市町村(決算)
中井 (1988)	25.3万人	1984年641都市 (基準財政需要)
中井 (1988)	29.6万人	1984年3,253全市 町村(基準財政需要)
原田 川崎 (1999)	1人当たり歳出総額はし 字型をとり、最適人口規 模は存在しない。	小町村、大町村、小 都市、大都市、政令 指定都市別に推定。
西川 (2001)	17.0万人	全3,255市町村
横道 村上 (1996)	面積10km ² :9.1万人 面積100km ² の地域:13.6万人 面積500km ² の地域 :約18.1万人 面積1000km ² の地域 :約20.5万人	1992年度政令指 定都市、離島該当市 町村、および地方交 付税の不交付団 体を除く2,959の市 町村

(出典:同上)

(資料) 林(2002、p.7)

- 以上のことから、3区・4区案とも人口10万から30万人の範囲内にあり、「一つの目安と考えられる」とした、基準の範囲内と考えられます。
- なお熊本市が作成した住民説明会用パンフレットで、人口規模について、「10 万～15 万人程度が最も効率的な行政運営ができると言われており」との表現は、全国の政令市の人口規模の平均が15 万人程度であることと、全国市長会で10 万人以上の都市をめざすとした発表などが根拠で、上記学説の通り、「最も効率的な行政運営ができる」根拠とは言えず、記述を訂正すべきであると指摘しておきます。

② 面積規模及び地形・地物

- 基準内となりました。
- 面積規模の他都市との比較でも、広域と言われる区にはなっていません。これは、別表の面積規模、人口密度規模から見た熊本市でも明らかなように、関東・関西都

市圏の都市に次ぐ比較的人口集積したコンパクトシティとなっていることによります。

③ 地域コミュニティ及び通学区域

- 基準内となりました。
- 中学校の通学区域については、5区・6区案より配慮したものとしました。

④ 公共機関の所管区域及び選挙区(国)

- 基準では、公共機関の所管区域について「できる限り整合性を確保することが望ましい」としながらも考慮にとどめていますが、これら公共機関のうち、警察についてはかなり整合性を図っており、土木、消防とも一定の整合性を図りました。
- 国会議員の選挙区も基準内となりました。

1. 他都市との比較表
2. 人口規模比較表
3. 面積規模比較表
4. 人口密度比較表
5. まちづくり交流室管轄区域一覧
6. 3区案(行政区画の編成)図
7. 4区案(行政区画の編成)図

他都市との比較表

さいたま市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	西区	82,342	29.14	2,826
	北区	132,109	16.91	7,812
	大宮区	106,477	12.75	8,351
	見沼区	152,611	30.63	4,982
	中央区	90,381	8.39	10,772
	桜区	92,889	18.60	4,994
	浦和区	139,837	11.51	12,149
	南区	166,674	13.89	12,000
	緑区	104,018	26.51	3,924
	岩槻区	108,976	49.16	2,217
	合計	1,176,314	217.49	5,409

静岡市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	葵区	262,764	1,073.32	245
	駿河区	208,055	72.89	2,854
	清水区	252,505	265.56	951
	合計	723,324	1,411.77	512

堺市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	堺区	147,208	23.69	6,214
	北区	155,280	15.58	9,967
	西区	133,615	28.62	4,669
	南区	155,012	40.44	3,833
	中区	122,092	17.94	6,806
	東区	85,300	10.48	8,139
	美原区	39,249	13.24	2,964
	合計	837,756	149.99	5,585

浜松市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	中区	241,355	43.93	5,494
	南区	101,229	47.55	2,129
	東区	120,020	45.99	2,610
	浜北区	84,905	66.64	1,274
	西区	103,724	85.62	1,211
	北区	93,945	277.58	338
	天竜区	41,128	943.86	44
	合計	786,306	1,511.17	520

新潟市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	北区	78,173	107.92	724
	東区	139,565	38.77	3,600
	中央区	179,784	37.42	4,804
	江南区	67,353	75.46	893
	秋葉区	77,050	95.38	808
	南区	48,054	100.83	477
	西区	160,910	93.81	1,715
	西蒲区	62,958	176.51	357
	合計	813,847	726.10	1,121

岡山市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	北区	295,325	451.03	655
	中区	138,949	51.24	2,712
	東区	96,718	160.28	603
	南区	165,180	127.36	1,297
	合計	696,172	789.91	881

相模原市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
	緑区	174,263	253.81	687
	中央区	262,185	36.84	7,117
	南区	269,847	38.19	7,066
	合計	706,295	328.84	2,148

熊本市 3区案

編成	人口	世帯数	面積	人口密度
A	222,000人	90,130世帯	133.01km ²	1,669人/km ²
B	286,830人	118,526世帯	62.85km ²	4,563人/km ²
C	219,148人	79,949世帯	193.50km ²	1,133人/km ²
合計	727,978人	288,605世帯	389.36km ²	1,870人/km ²

熊本市 4区案

編成	人口	世帯数	面積	人口密度
A	204,520人	81,427世帯	129.71km ²	1,577人/km ²
B	218,616人	85,726世帯	54.86km ²	3,985人/km ²
C	103,732人	50,201世帯	13.60km ²	7,627人/km ²
D	201,110人	71,251世帯	191.19km ²	1,052人/km ²
合計	727,978人	288,605世帯	389.36km ²	1,870人/km ²

最大・最小 人口規模比較

区分	区名	人口	3区案	4区案
最小	堺・美原区	39,249	219,148	103,732
最大	岡山・北区	295,325	286,830	218,616

最大・最小 面積規模比較

区分	区名	面積(km ²)	3区案	4区案
最小	さいたま・中央区	8.39	62.85	13.60
最大	静岡・葵区	1,073.32	193.50	191.19

最大・最小 人口密度比較

区分	区名	人口密度	3区案	4区案
最小	浜松・天竜区	44	1,133	1,052
最大	さいたま・浦和区	12,149	4,563	7,627

人口規模から見た熊本市

政令市名	人口
岡山市	696,172
相模原市	706,295
静岡市	723,324
熊本市	727,978
浜松市	786,306
新潟市	813,847
堺市	837,756
さいたま市	1,176,314

面積規模から見た熊本市

政令市名	面積(km ²)
堺市	149.99
さいたま市	217.49
相模原市	328.84
熊本市	389.36
新潟市	726.10
岡山市	789.91
静岡市	1,411.77
浜松市	1,511.17

人口密度から見た熊本市

政令市名	人口密度
静岡市	512
浜松市	520
岡山市	881
新潟市	1,121
熊本市	1,870
相模原市	2,148
さいたま市	5,409
堺市	5,585

他都市との比較

中央の区がある都市の比較(4区の場合)

人口規模から見た比較

政令市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772
熊本市	中央の区	103,732	13.60	7,627
堺市	中区	122,092	17.94	6,806
岡山市	中区	138,949	51.24	2,712
新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117

面積規模からみた比較

政令市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772
熊本市	中央の区	103,732	13.60	7,627
堺市	中区	122,092	17.94	6,806
相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117
新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
岡山市	中区	138,949	51.24	2,712

人口密度から見た比較

政令市	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
岡山市	中区	138,949	51.24	2,712
新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
堺市	中区	122,092	17.94	6,806
相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117
熊本市	中央の区	103,732	13.60	7,627
さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772

10万人程度としたことで、相模原市の中央区を抜いて、さいたま市に次ぐ人口集積した中央の区となる。

人口規模

3区案

順位	政令市名	区名	人口
1	堺市	美原区	39,249
2	浜松市	天竜区	41,128
3	新潟市	南区	48,054
4	新潟市	西蒲区	62,958
5	新潟市	江南区	67,353
6	新潟市	秋葉区	77,050
7	新潟市	北区	78,173
8	さいたま市	西区	82,342
9	浜松市	浜北区	84,905
10	堺市	東区	85,300
11	さいたま市	中央区	90,381
12	さいたま市	桜区	92,889
13	浜松市	北区	93,945
14	岡山市	東区	96,718
15	浜松市	南区	101,229
16	浜松市	西区	103,724
17	さいたま市	緑区	104,018
18	さいたま市	大宮区	106,477
19	さいたま市	岩槻区	108,976
20	浜松市	東区	120,020
21	堺市	中区	122,092
22	さいたま市	北区	132,109
23	堺市	西区	133,615
24	岡山市	中区	138,949
25	新潟市	東区	139,565
26	さいたま市	浦和区	139,837
27	堺市	堺区	147,208
28	さいたま市	見沼区	152,611
29	堺市	南区	155,012
30	堺市	北区	155,280
31	新潟市	西区	160,910
32	岡山市	南区	165,180
33	さいたま市	南区	166,674
34	相模原市	緑区	174,263
35	新潟市	中央区	179,784
36	静岡市	駿河区	208,055
37	熊本市	C	219,148
38	熊本市	A	222,000
39	浜松市	中区	241,355
40	静岡市	清水区	252,505
41	相模原市	中央区	262,185
42	静岡市	葵区	262,764
43	相模原市	南区	269,847
44	熊本市	B	286,830
45	岡山市	北区	295,325

6,467,992

5万人未満	3	6.7%
5～10万人未満	11	24.4%
10～15万人未満	13	28.9%
15～20万人未満	8	17.8%
20～25万人未満	4	8.9%
25～30万人未満	6	13.3%
合計	45	

平均人口

143,733 人

4区案

順位	政令市名	区名	人口
1	堺市	美原区	39,249
2	浜松市	天竜区	41,128
3	新潟市	南区	48,054
4	新潟市	西蒲区	62,958
5	新潟市	江南区	67,353
6	新潟市	秋葉区	77,050
7	新潟市	北区	78,173
8	さいたま市	西区	82,342
9	浜松市	浜北区	84,905
10	堺市	東区	85,300
11	さいたま市	中央区	90,381
12	さいたま市	桜区	92,889
13	浜松市	北区	93,945
14	岡山市	東区	96,718
15	浜松市	南区	101,229
16	浜松市	西区	103,724
17	熊本市	C	103,732
18	さいたま市	緑区	104,018
19	さいたま市	大宮区	106,477
20	さいたま市	岩槻区	108,976
21	浜松市	東区	120,020
22	堺市	中区	122,092
23	さいたま市	北区	132,109
24	堺市	西区	133,615
25	岡山市	中区	138,949
26	新潟市	東区	139,565
27	さいたま市	浦和区	139,837
28	堺市	堺区	147,208
29	さいたま市	見沼区	152,611
30	堺市	南区	155,012
31	堺市	北区	155,280
32	新潟市	西区	160,910
33	岡山市	南区	165,180
34	さいたま市	南区	166,674
35	相模原市	緑区	174,263
36	新潟市	中央区	179,784
37	熊本市	D	201,110
38	熊本市	A	204,520
39	静岡市	駿河区	208,055
40	熊本市	B	218,616
41	浜松市	中区	241,355
42	静岡市	清水区	252,505
43	相模原市	中央区	262,185
44	静岡市	葵区	262,764
45	相模原市	南区	269,847
46	岡山市	北区	295,325

5万人未満	3	6.5%
5～10万人未満	11	23.9%
10～15万人未満	14	30.4%
15～20万人未満	8	17.4%
20～25万人未満	6	13.0%
25～30万人未満	4	8.7%
合計	46	

平均人口

140,609 人

面積規模

3区案

順位	政令市名	区名	面積(km ²)
1	さいたま市	中央区	8.39
2	堺市	東区	10.48
3	さいたま市	浦和区	11.51
4	さいたま市	大宮区	12.75
5	堺市	美原区	13.24
6	さいたま市	南区	13.89
7	堺市	北区	15.58
8	さいたま市	北区	16.91
9	堺市	中区	17.94
10	さいたま市	桜区	18.60
11	堺市	堺区	23.69
12	さいたま市	緑区	26.51
13	堺市	西区	28.62
14	さいたま市	西区	29.14
15	さいたま市	見沼区	30.63
16	相模原市	中央区	36.84
17	新潟市	中央区	37.42
18	相模原市	南区	38.19
19	新潟市	東区	38.77
20	堺市	南区	40.44
21	浜松市	中区	43.93
22	浜松市	東区	45.99
23	浜松市	南区	47.55
24	さいたま市	岩槻区	49.16
25	岡山市	中区	51.24
26	熊本市	B	62.85
27	浜松市	浜北区	66.64
28	静岡市	駿河区	72.89
29	新潟市	江南区	75.46
30	浜松市	西区	85.62
31	新潟市	西区	93.81
32	新潟市	秋葉区	95.38
33	新潟市	南区	100.83
34	新潟市	北区	107.92
35	岡山市	南区	127.36
36	熊本市	A	133.01
37	岡山市	東区	160.28
38	新潟市	西蒲区	176.51
39	熊本市	C	193.50
40	相模原市	緑区	253.81
41	静岡市	清水区	265.56
42	浜松市	北区	277.58
43	岡山市	北区	451.03
44	浜松市	天竜区	943.86
45	静岡市	葵区	1,073.32
			5,524.63

10km ² 未満	1	2.2%
10～25km ² 未満	10	22.2%
25～50km ² 未満	13	28.9%
50～100km ² 未満	8	17.8%
100～200km ² 未満	7	15.6%
200～500km ² 未満	4	8.9%
500km ² 以上	2	4.4%
合計	45	

平均面積

122.77 km²

4区案

順位	政令市名	区名	面積(km ²)
1	さいたま市	中央区	8.39
2	堺市	東区	10.48
3	さいたま市	浦和区	11.51
4	さいたま市	大宮区	12.75
5	堺市	美原区	13.24
6	熊本市	C	13.60
7	さいたま市	南区	13.89
8	堺市	北区	15.58
9	さいたま市	北区	16.91
10	堺市	中区	17.94
11	さいたま市	桜区	18.60
12	堺市	堺区	23.69
13	さいたま市	緑区	26.51
14	堺市	西区	28.62
15	さいたま市	西区	29.14
16	さいたま市	見沼区	30.63
17	相模原市	中央区	36.84
18	新潟市	中央区	37.42
19	相模原市	南区	38.19
20	新潟市	東区	38.77
21	堺市	南区	40.44
22	浜松市	中区	43.93
23	浜松市	東区	45.99
24	浜松市	南区	47.55
25	さいたま市	岩槻区	49.16
26	岡山市	中区	51.24
27	熊本市	B	54.86
28	浜松市	浜北区	66.64
29	静岡市	駿河区	72.89
30	新潟市	江南区	75.46
31	浜松市	西区	85.62
32	新潟市	西区	93.81
33	新潟市	秋葉区	95.38
34	新潟市	南区	100.83
35	新潟市	北区	107.92
36	岡山市	南区	127.36
37	熊本市	A	129.71
38	岡山市	東区	160.28
39	新潟市	西蒲区	176.51
40	熊本市	D	191.19
41	相模原市	緑区	253.81
42	静岡市	清水区	265.56
43	浜松市	北区	277.58
44	岡山市	北区	451.03
45	浜松市	天竜区	943.86
46	静岡市	葵区	1,073.32

10km ² 未満	1	2.2%
10～25km ² 未満	11	23.9%
25～50km ² 未満	13	28.3%
50～100km ² 未満	8	17.4%
100～200km ² 未満	7	15.2%
200～500km ² 未満	4	8.7%
500km ² 以上	2	4.3%
合計	46	

平均面積

120.10 km²

人口密度

3区案

順位	政令市名	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
1	浜松市	天竜区	41,128	943.86	44
2	静岡市	葵区	262,764	1,073.32	245
3	浜松市	北区	93,945	277.58	338
4	新潟市	西蒲区	62,958	176.51	357
5	新潟市	南区	48,054	100.83	477
6	岡山市	東区	96,718	160.28	603
7	岡山市	北区	295,325	451.03	655
8	相模原市	緑区	174,263	253.81	687
9	新潟市	北区	78,173	107.92	724
10	新潟市	秋葉区	77,050	95.38	808
11	新潟市	江南区	67,353	75.46	893
12	静岡市	清水区	252,505	265.56	951
13	熊本市	C	219,148	193.50	1,133
14	浜松市	西区	103,724	85.62	1,211
15	浜松市	浜北区	84,905	66.64	1,274
16	岡山市	南区	165,180	127.36	1,297
17	熊本市	A	222,000	133.01	1,669
18	新潟市	西区	160,910	93.81	1,715
19	浜松市	南区	101,229	47.55	2,129
20	さいたま市	岩槻区	108,976	49.16	2,217
21	浜松市	東区	120,020	45.99	2,610
22	岡山市	中区	138,949	51.24	2,712
23	さいたま市	西区	82,342	29.14	2,826
24	静岡市	駿河区	208,055	72.89	2,854
25	堺市	美原区	39,249	13.24	2,964
26	新潟市	東区	139,565	38.77	3,600
27	堺市	南区	155,012	40.44	3,833
28	さいたま市	緑区	104,018	26.51	3,924
29	熊本市	B	286,830	62.85	4,564
30	堺市	西区	133,615	28.62	4,669
31	新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
32	さいたま市	見沼区	152,611	30.63	4,982
33	さいたま市	桜区	92,889	18.60	4,994
34	浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
35	堺市	堺区	147,208	23.69	6,214
36	堺市	中区	122,092	17.94	6,806
37	相模原市	南区	269,847	38.19	7,066
38	相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117
39	さいたま市	北区	132,109	16.91	7,812
40	堺市	東区	85,300	10.48	8,139
41	さいたま市	大宮区	106,477	12.75	8,351
42	堺市	北区	155,280	15.58	9,967
43	さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772
44	さいたま市	南区	166,674	13.89	12,000
45	さいたま市	浦和区	139,837	11.51	12,149

170,648

500人未満	5	11.1%
500～1000人未満	7	15.6%
1000～2000人未満	6	13.3%
2000～3000人未満	7	15.6%
3000～4000人未満	3	6.7%
4000～5000人未満	5	11.1%
5000～10000未満	9	20.0%
10000以上	3	6.7%
合計	45	

平均人口密度

3,792 人/km²

4区案

順位	政令市名	区名	人口	面積(km ²)	人口密度
1	浜松市	天竜区	41,128	943.86	44
2	静岡市	葵区	262,764	1,073.32	245
3	浜松市	北区	93,945	277.58	338
4	新潟市	西蒲区	62,958	176.51	357
5	新潟市	南区	48,054	100.83	477
6	岡山市	東区	96,718	160.28	603
7	岡山市	北区	295,325	451.03	655
8	相模原市	緑区	174,263	253.81	687
9	新潟市	北区	78,173	107.92	724
10	新潟市	秋葉区	77,050	95.38	808
11	新潟市	江南区	67,353	75.46	893
12	静岡市	清水区	252,505	265.56	951
13	熊本市	D	201,110	191.19	1,052
14	浜松市	西区	103,724	85.62	1,211
15	浜松市	浜北区	84,905	66.64	1,274
16	岡山市	南区	165,180	127.36	1,297
17	熊本市	A	204,520	129.71	1,577
18	新潟市	西区	160,910	93.81	1,715
19	浜松市	南区	101,229	47.55	2,129
20	さいたま市	岩槻区	108,976	49.16	2,217
21	浜松市	東区	120,020	45.99	2,610
22	岡山市	中区	138,949	51.24	2,712
23	さいたま市	西区	82,342	29.14	2,826
24	静岡市	駿河区	208,055	72.89	2,854
25	堺市	美原区	39,249	13.24	2,964
26	新潟市	東区	139,565	38.77	3,600
27	堺市	南区	155,012	40.44	3,833
28	さいたま市	緑区	104,018	26.51	3,924
29	熊本市	B	218,616	54.86	3,985
30	堺市	西区	133,615	28.62	4,669
31	新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
32	さいたま市	見沼区	152,611	30.63	4,982
33	さいたま市	桜区	92,889	18.60	4,994
34	浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
35	堺市	堺区	147,208	23.69	6,214
36	堺市	中区	122,092	17.94	6,806
37	相模原市	南区	269,847	38.19	7,066
38	相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117
39	熊本市	C	103,732	13.60	7,627
40	さいたま市	北区	132,109	16.91	7,812
41	堺市	東区	85,300	10.48	8,139
42	さいたま市	大宮区	106,477	12.75	8,351
43	堺市	北区	155,280	15.58	9,967
44	さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772
45	さいたま市	南区	166,674	13.89	12,000
46	さいたま市	浦和区	139,837	11.51	12,149

177,524

500人未満	5	10.9%
500～1000人未満	7	15.2%
1000～2000人未満	6	13.0%
2000～3000人未満	7	15.2%
3000～4000人未満	4	8.7%
4000～5000人未満	4	8.7%
5000～10000未満	10	21.7%
10000以上	3	6.5%
合計	46	

平均人口密度

3,859 人/km²

まちづくり交流室管轄区域一覧

交流室	管轄校区	6区案	5区案	4区案	3区案
花園	花園	C	B	A	A
	池田	B	B	A	A
	城西	C	B	D	C
五福	古町	C	B	D	C
	春日	C	B	D	C
	白坪	C	B	D	C
	五福	D	C	C	A
	慶徳	D	C	C	A
中央	一新	D	C	C	A
	壺川	D	C	A	A
	碩台	D	C	A	A
	城東	D	C	C	A
東部	黒髪	D	C	A	A
	砂取	D	C	B	B
	健軍	E	D	B	B
	泉ヶ丘	E	D	B	B
	帯山	D	C	B	B
	尾ノ上	E	D	B	B
	東町	E	D	B	B
	帯山西	D	C	B	B
	月出	E	D	B	B
	健軍東	E	D	B	B
	山ノ内	E	D	B	B
幸田	画図	E	D	B	B
	御幸	C	E	D	C
	田迎	C	E	D	C
	田迎南	C	E	D	C
大江	白川	D	C	C	A
	大江	D	C	C	A
	出水	D	C	C	A
	託麻原	D	C	C	A
	白山	D	C	C	A
	出水南	D	C	C	A
	向山	D	C	D	C
	本荘	D	C	C	C
	春竹	D	C	C	C



まちづくり交流室管轄区域の変更が必要な地域

交流室	管轄校区	6区案	5区案	4区案	3区案
清水	清水	B	A	A	A
	城北	B	A	A	A
	高平台	B	A	A	A
	麻生田	B	A	A	A
北部	川上	B	A	A	A
	西里	B	A	A	A
	北部東	B	A	A	A
龍田	龍田	B	A	A	A
	楠	B	A	A	A
	武蔵	B	A	A	A
	弓削	B	A	A	A
託麻	榎木	B	A	A	A
	西原	E	D	B	B
	託麻東	E	D	B	B
	託麻西	E	D	B	B
	託麻北	E	D	B	B
	託麻南	E	D	B	B
	長嶺	E	D	B	B
秋津	秋津	E	D	B	B
	若葉	E	D	B	B
	桜木	E	D	B	B
	桜木東	E	D	B	B
河内	河内	C	B	D	C
	芳野	C	B	D	C
飽田	飽田東	C	E	D	C
	飽田南	C	E	D	C
	飽田西	C	E	D	C
天明	中緑	C	E	D	C
	銭塘	C	E	D	C
	奥古閑	C	E	D	C
	川口	C	E	D	C
西部	高橋	C	B	D	C
	池上	C	B	D	C
	城山	C	B	D	C
	松尾東	C	B	D	C
	松尾西	C	B	D	C
	松尾北	C	B	D	C
	小島	C	B	D	C
	中島	C	B	D	C
南部	日吉	C	E	D	C
	川尻	C	E	D	C
	力合	C	E	D	C
	城南	C	E	D	C
	日吉東	C	E	D	C
富合		F	E	D	C
植木	田底	A	A	A	A
	吉松	A	A	A	A
	山本	A	A	A	A
	田原	A	A	A	A
	山東	A	A	A	A
	植木	A	A	A	A
	桜井	A	A	A	A
	菱形	A	A	A	A
城南	杉上	F	E	D	C
	隈庄	F	E	D	C
	豊田	F	E	D	C

行政区画の編成

行政区画の編成

富合総合支所

要 望 書

熊本市行政区画等審議会 会長 桑原隆広 様

熊本市の政令指定都市移行に伴う行政区画の編成・区役所の位置について、左記のとおり要望いたします。

熊本市行政区画等審議会からたたき台として提案されております「五区案」と「六区案」については、基本的には「五区案」に賛成いたしますが、ただ、この案では、区役所の位置は、富合総合支所となっております。

区役所の位置につきましては、

一、人口の集中度

二、交通の利便性

三、商業、医療・福祉等の面での日常生活における利便性

これらの観点から、幸田地区に定めることが最適と考えます。

幸田市民センター、あるいは、県道田迎木原線沿い等に区役所を設置していただきますよう切に要望いたします。

平成二十二年二月十二日

田迎校区自治協議会 会長

西田耕造



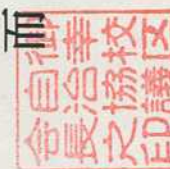
田迎南校区自治協議会 会長

村田政時



御幸校区自治協議会 会長

田中保而



熊本市長 幸山 政史 様
熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様

2010年2月18日

パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた
「区割り」に関する住民の意見への日本共産党の見解

日本共産党熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党熊本市議団

益田 牧子

上野 美恵子

那須 円



■ 住民アンケートの結果について

- 1、 全体の集計だけで、「5 区案賛成・6 割、6 区案賛成・3 割」とするのは、正確な民意の反映ではない。5 区案では、熊本市内から植木町役場に行くことになる人の7割が5 区案に反対、同じく熊本市内から富合町役場に行くことになる人の半数が5 区案に反対です。

① 地元紙には、アンケート結果の公表を受け、早々に「5 区案支持・62%」という大きな見出しをつけた記事が掲載されましたが、全体的な数の集計による賛否だけでは、住民の意向を正確にアンケートから読み取ることはできません。植木町役場を区役所として利用することになる旧熊本市の北部・清水・高平台・城北・麻生田・楡木・楠・武蔵・弓削・龍田の各校区住民の7割は、5 区案に反対しています。同じように、日吉・日吉東・城南（熊本市内）・力合・川尻と飽田・天明地域の住民の半数も5 区案に反対しています。要するに、区割り案の審議は、地域ごとに住民の意見が大きく違うために、全体的な数の集計だけでは、住民の意向を汲み取ることはできません。繰り返し指摘してきたように、地域の成り立ち、公共交通の利便性、住民の生活圏などをきちんと考慮したうえで、アンケートの分析が必要です。

② 5 区案でも、6 区案でも、交通の利便性や、市内中心部と逆方向に向かって区役所に行かなければならない地域の住民には5 区案に反対の意見が多くなっています。5 区案で植木町役場が区役所となる地域の住民で、特に楠・武蔵・清水・龍田など、旧熊本市の多くの地域は、植木町役場まで直通の公共交通機関がな

いため、一旦市役所周辺まで出てこない、植木町役場行きのバスにも乗ることができません。これでは、高齢者や障害者、経済的困難を抱えた方など、弱い立場にある方々の区役所利用に大きな不便が生じます。住民アンケートにおいても、交通の利便性の悪い区割り・区役所には多くの住民が反対であるということです。

- ③ 住民説明会では「中心市街地活性化といいながら、市民を運びなところに行かせようとしている」という意見まで出されていたように、5 区案・6 区案には、住民の生活圏を重視しようという視点がありません。今回のアンケートでも、区割りをしたときに、旧熊本市内の住民を、生活圏が別の植木町役場や富合支所を区役所として利用させようとするに、住民の反対意思が表明されています。

2、 5 区案に誘導するような説明がされているために、よほど交通の利便が悪くなったり、区役所が中心部と逆方向になる人を除けば、5 区案賛成と回答している。

- ① そもそも、5 区案・6 区案を提案するに当たって、6 区案になった場合には、「施設整備等も含め、財政負担が大きくなる」「市民センター・総合支所における取扱業務が後退するような説明がなされている」ことや、「審議会委員の多数が、6 区案よりも 5 区案を支持している」ことを説明資料に掲載するなど、5 区案に誘導するような説明がなされている。よって、交通の利便など、よほどの理由がない限り、多くの市民は熊本市の財政状況を心配したり、6 区になって市民センター・総合支所の機能が低下するよりも区役所は少々遠くなくても、市民センター等の機能が低下しては困ると、5 区案を選択している。記入された意見でも、5 区案賛成の理由は、「財政負担の増加」「市民センター機能の低下」と言うのが特徴的です。
- ② 6 区案より 5 区案を支持する市民の多数が、「財政負担が少ないこと」および「市民センター・総合支所機能が維持されること」を挙げていることからしても、5 区案よりもさらに財政負担が少なく、市民センター・総合支所の機能がより強化される案が示されれば、そちらに賛成する市民が多数を占めるであろうことは想像に難くない。
- ③ 行政区画等審議会で決定された区割りと区役所の位置の基準で、「人口規模は、10 万人から 15 万人がひとつの目安と考えられる」となっていることも、住民の視点で区割りを考えるネックになっている。もともと、人口規模 10 万～15 万人という目安には根拠がなく、審議会委員も「未証明の仮説」という程度の

ものです。ところが、それにとらわれ、「人口の差の少ない区分け」がよいと考えている人も見受けられる。しかし、区割りは本来、住民の生活を出発点にすべきであり、生活圏こそ重視されるべきです。あまりに小さな区を設置すれば、行政の効率性には逆行する面があるが、人口の平均性よりも、地域の成り立ちや生活圏に応じて、柔軟に考えるべきです。全国の政令市の半数以上は人口10万人から20万人程度と、幅のあるものになっているのもそういう理由からです。

- 3、 5区案・6区案への意見を求めるアンケートになっているため、多くの人がいずれかを選択している。住民説明会で多数の意見が出されたように、「3区案・4区案」も示し、アンケートをとれば、結果は違っていたと思われます。

■ パブリックコメントの結果について

- 1、 富合・植木・城南の合併した（する）町からの意見をのぞき、熊本市内から寄せられているパブリックコメントを見ると、総数385件のうち、5区案も6区案も支持しない意見が276件（71.6%）です。旧熊本市内の住民の7割以上が5区案・6区案以外の区割りを求めています。パブリックコメントには、合併する富合町・城南町・植木町の住民からの意見が、寄せられたパブリックコメント総数898件のうち513件と、6割近くにのぼり、それぞれの旧役場を区役所とする案に賛成の意見が寄せられているが、67万旧熊本市民の圧倒的な意見は、5区案・6区案いずれも反対です。
- 2、 5区案・6区案以外の区割りを求めている旧熊本市民のほとんどが、分け方は様々であるものの、3区案・4区案の検討を求めており、行政区画等審議会としては5区・6区案を提案しているものの、3区案・4区案の検討を抜きにして、多数決によって5区案・6区案の賛否を問うような決定はすべきでない。

■ 住民説明会での意見について

- 1、 今回開かれた9日間・19回の説明会では、まだ住民の理解・納得は得られていません。行政区画等審議会が提示している「区割り・区役所位置」の基準についての納得できる根拠をはじめ、財政面に対する不安、市民センター・総合支所機能について、区バスの具体的検討内容（路線や運行頻度・料金など）、居住地の区役所でしかできない業務についての詳細など、多くの疑問が出されました。

住民の理解をすすめるためにも、引き続き校区単位・昼間開催も含めた説明会を開催していく。

- 2、 1 に述べた、住民説明会で出された種々の疑問に対し、納得のいく十分な説明はなされていません。これらの疑問に対し、具体的な形で根拠のある回答を行ない、住民への説明責任を果たしていくこと。
- 3、 地域ごとにそれぞれ意見は異なるが、5 区案・6 区案以外の 3 区・4 区案の検討を求める意見が数多く出されているので、これに行政区画等審議会として真摯に応えるべきである。審議会として、3 区案・4 区案も検討して、住民の意見を聞くべきであると考えます。

■ 今後、熊本市や行政区画等審議会が責任を持って取り組むこと

- 1、 この間取り組まれた、地域説明会での意見取りまとめ・パブリックコメントの結果・市民アンケート結果を住民に示し、引き続き校区単位・昼間開催も含めた説明会を開催していくこと
- 2、 住民説明会をはじめ、アンケート・パブリックコメントを含め、現在出されている住民からの疑問に丁寧に答えていく
*行政区画等審議会が提示している「区割り・区役所位置」の基準についての納得できる根拠をはじめ、財政面に対する不安、市民センター・総合支所機能について、区バスの具体的検討内容（路線や運行頻度・料金など）、居住地の区役所でしかできない業務についての詳細など
- 3、 行政区画等審議会が、区割りの基本的な考え方のひとつとしている「植木町役場を区役所とする合併協議会の承認事項」や、「区の人口規模は、10 万人から15 万人程度がひとつの目安」にするという基準が、区割りを歪めているので、基本的考え方・基準についても、住民の意向が反映されたものにし、住民本位の区割りとなるような審議をすすめていくこと
- 4、 5 区・6 区案だけで、拙速に区割りを決定するのでなく、市内全域から多数出されている 3 区案・4 区案の検討を求める声に応え、行政区画等審議会として 3 区案・4 区案も示し、住民の意見を聞きながら、全市民的論議に基づく「区割り・区役所位置の決定」をすすめる

以上